

# 受配者指定寄付金制度について

## ■受配者指定寄付金制度とは

私立学校の教育研究の発展に寄与するために、日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者（企業等法人）が「指定した学校法人」へ寄付していただく制度であり、寄付者に対して税制上の優遇措置（寄付金全額の損金算入）を行うための制度です。

## 受配者指定寄付金制度のご利用方法

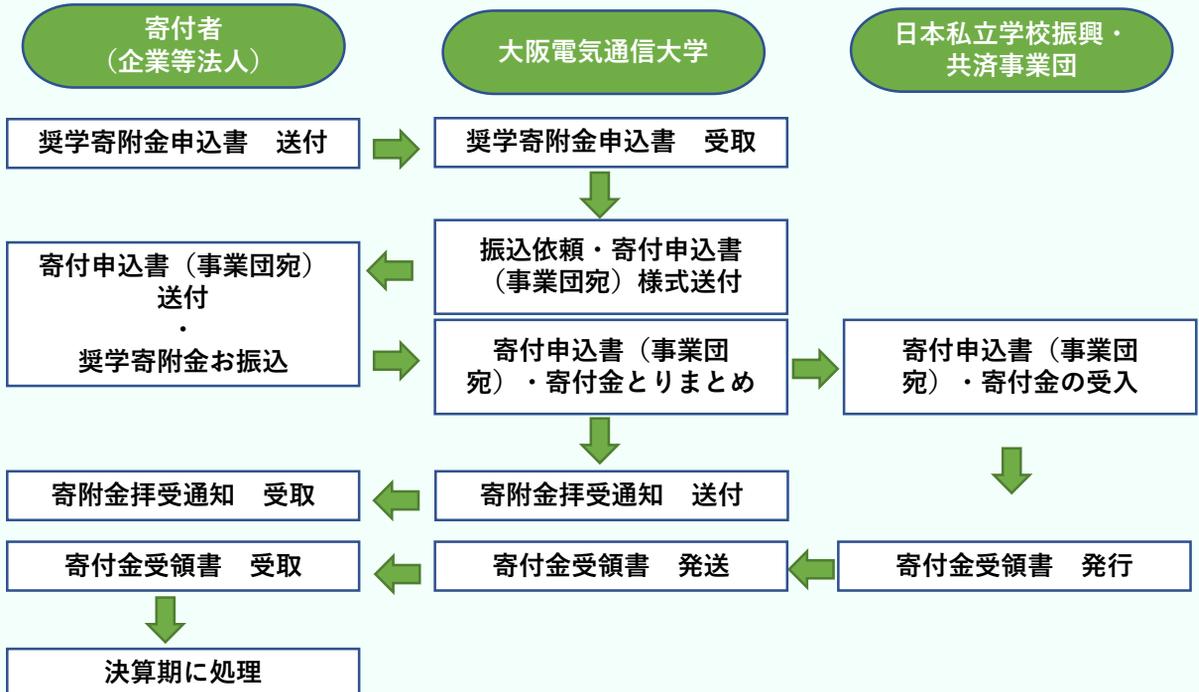
- (1) 本学所定の「奨学寄附金申込書」のほか、日本私立学校振興・共済事業団宛での「寄付申込書」（後日、様式をお送りします。）をご提出ください。
- (2) 決算期の処理には、日本私立学校振興・共済事業団発行の「受領書」が必要です。（「受領書」は事業団から発行され次第、お送りします。）

## 留意事項

この寄付金は、寄付者から大学、大学から日本私立学校振興・共済事業団へ入金します。「日本私立学校振興・共済事業団口座への入金日」が属する事業年度において、全額損金に算入されます。

「寄付金の支出日」と同じ事業年度内（支出日以後）の決算期に損金算入予定の場合、遅くとも、決算日の1か月前までに大学へお振込みをお願いします。（大学への入金後、受領書が届くまで2か月程度要することがありますので、日本私立学校振興・共済事業団へ事前連絡が必要となります。）

## 手続きの流れ



■お問合せ先

大阪電気通信大学 研究支援室

E:maik:ken-shien@osakac.ac.jp